

第2回

新宿区次世代育成協議会

令和8年2月16日（月）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午後 1時30分開会

○事務局 定刻になりましたので、始めます。

本日はご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年度第2回新宿次世代育成協議会を開催いたします。

私は、当協議会の事務局を担当しております子ども家庭部子ども家庭課長です。

まず初めに、定足数を確認させていただきます。

(定足数確認)

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

資料は、事前に委員の皆様へ郵送でお送りしております。

また、本日机上に配布しております小冊子「2025新宿はっぴー子育てガイド」は、参考資料であり、新宿の子育て施策を満遍なく記載している冊子となっています。

まず、令和7年度第2回新宿次世代育成協議会の次第です。それから、資料1としまして、区児童相談所設置に係る方針変更について、A4の1枚ものです。資料2としましてホチキス留めで、「新宿子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）」、「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業」令和8年度新規・拡充等事業一覧です。資料3としまして、「新宿地域型保育事業等における虐待事案検討協議会の設置について」です。以上、3種類の資料ですが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

次に当協議会の会長であります吉住健一新宿区長からご挨拶を申し上げます。

○吉住会長 皆様こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

区長の吉住健一です

この冬は、区内の小・中学校におきましてインフルエンザが大分流行しておりまして、学級閉鎖はもちろん学年閉鎖など、かなり多くの学校で閉鎖が起きております。お子様の体調面も心配ですが、どうか皆様におかれましては、体調第一にお過ごしいただければありがたいと思っております。

さて、新年を迎えてから早くも1か月半が過ぎておりますが、区としても子ども・子育て支援に係る施策に取り組んでいるところです。年末には国の大綱が示されまして予算化もされましたので、総合経済対策の一環として、物価高対応子育て応援手当というものがございます。

現在、一般家庭に対する給付金と併せて準備を進めさせていただいておまして、年度内には給付が始められるよう準備をさせていただいております。

また、本協議会におきましては、区の次世代育成施策をよりよいものとするため、皆様から率直な意見をいただく貴重な場となっております。今年度は計画策定こそありませんが、子ども・子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、現行施策の検証、また今後の方向性を考える上で、本日いただくご議論は大変重要なものと考えておりますので、活発なご意見とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議題に入っておりますが、区立の児童相談所の設置に関する方針転換につきまして、本日報告があります。

これはかなり大きな話題ではありますが、新宿区内は東京都児童相談センターといいまして、東京都の児童相談所が既に存在をしています。23区全体の権限の拡張の中で、22区で児童相談所を設置するという方向でここまで進んでまいりました。

多摩地域においても新設の児童相談所も計画をされており、自治体同士で人の取り合いをしている状況が起きています。

人材育成が重要になりますが、例えば東京都の児童相談所ではないところで研修された方が、同じ単語を使っても違う意味で捉えていたり、保護基準も東京都内で異なっていたり、様々な弊害が生じていたというのも事実でありました。

そうしたことを鑑みまして、東京都児童相談センターが設置される場所、もしくは東京都と特別区の児童相談所の職員が同じく研修を受けて人材育成が図れるような体制をつくることで東京都と協議が整いましたので、現在、このように進めております。

一方で、児童相談所と新宿区の子ども家庭相談センターでの情報の交換がスムーズにいかないことがないように、東京都児童相談センターの中に、新宿区子ども総合センターの分室をつくらせていただきまして、同じテーブルで同じ画面を見ながら、同時に判断をする作業を始めて3年になり大分実績も上がってまいりました。

その詳しい中身は、後ほど担当より説明させていただきますが、今回、区としては方針を転換させていただいたということを改めて皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

○事務局 区長、ありがとうございます。

それでは、次第の3番の報告に入らせていただきます。

新宿次世代育成協議会条例第3条第2項では、この協議会の会長は区長となっております。

これからは次第に沿って区長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

○吉住会長 それでは、よろしくお願いいたします。進行につきましてはご協力のほどよろしくよろしくお願いいたします。

それでは、報告1、(1)区児童相談所設置に係る方針変更についてです。

事務局より説明させていただきます。

○事務局 児童相談所移管準備担当です。

こちらは、区児童相談所設置に係る方針変更について、資料1を基にご説明します。

新宿区はこれまで児童相談所の設置を目指して準備を進めていく中で現状を踏まえつつ、区民にとって最適な児童相談体制についてというところで検討してきたところです。

また、都と区の二層体制における課題を解消し、虐待への対策をより迅速化するために、令和5年7月に、東京都児童相談センター内に区の子ども総合センターの分室を設置し、職員を配置してきたところです。

この分室の設置により都区が一体となって、それぞれの機能を最大限に生かし、また効果的な仕組みが構築できています。そういったところから現時点においては都区連携による児童相談体制を継続することがそれぞれ保有する人材、それから施設等の社会資源の有効活用、そういった観点から新宿の子どもや子育て家庭にとって、区外児童にとっても最適であるということです。そのため、これまでの方針を変更し、現時点においては区児童相談所の設置はしないこととしたところです。

記書き項番1番、まず区が児童相談所設置を目指した理由のところのご説明をさせていただきます。

もともと都の児童相談所、それから区の子ども家庭支援センターは、連携しながら児童虐待の対応をはじめとした児童相談行政を担っているところです。都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターのそれぞれの機関での虐待リスクの評価の差異というのが生じることや、また迅速に、状況変化に合わせてきめ細やかに柔軟にという対応が困難な場合がございました。

また、都区のいずれかが主担当として案件を引き受けた際に、十分な情報共有がなされないために、適切な支援が行われなかったケースがあるなど、都区の二層体制による課題が発生していました。こうした課題を解消するために、区の児童相談所の設置を含めた検討を行ってきました。

2の方針変更の理由です。まずは分室の設置による、都区連携による児童相談体制の構築

ができたというところです。

現在、東京都児童相談センターの中に、分室の職員5人が都の執務室の中で、児童相談所の新宿区担当職員の隣に、机を並べて仕事をしています。児童相談所に児童虐待等の連絡、通告が入った場合には、緊急受理会議というのがすぐに行われますが、そこに分室の職員が参加し、リスクの共有や対応方針の決定などに関与しています。

また、東京都の援助方針会議、区の子ども総合センター、4つの子ども家庭支援センターで、毎週実施している受理会議、援助方針会議に分室の職員が出席することによって、児童相談所の対応プロセスや判断のポイントを理解した上で、区内の児童相談の全体状況を把握し、一時保護や施設入所から家庭復帰するケースの計画的な対応などにもスムーズに対応しています。

また、令和7年度から区の管理職も分室に配置しまして、子どもや家庭の状況の変化に応じて、都と区のどちらが主導して支援を進めるのか、適宜協議して変更するなどの調整も行い、より迅速かつ適切に対応することができていると考えております。

この分室の設置により都区それぞれの機能を最大限に活かせる重層的かつ効果的な児童相談の仕組みを構築できたことで、こちらの特に機関が違うという二層体制より生じていた課題を解消することができたと考えています。

裏面をご覧ください。

(2) です。

もう一つの方針変更の理由が、児童相談における新宿区の地域特性の対応というところです。

児童相談業務は現所在地主義というところで、対象となるお子さんの住民票がどこにあるかにかかわらず、事案が発生した場所にある児童相談所での対応が求められるものです。

区外からやってきた児童に関しても、新宿区管内で都の児童相談所が警察経由等で一時保護した場合も、保護者のいる居住地域の児童相談所まで2名体制で送っていき、支援を引き継ぐという業務が近年、急増しています。

また区に住民票のない妊婦さん、支援が必要な妊婦さんが、お子さんをすぐに育てる環境が整えられませんかといった場合には、出産後すぐに一時保護となりまして、その後、家庭での引取りが難しい場合は、乳児院、児童養護施設、それから里親等を経て、お子さんが自立するまで長期にわたっての支援が必要となるという状況があります。

東京23区の中でもこうした状況が非常に多く発生している新宿区では、区単独で児童相談

所を設置するよりも東京都の専門的人材、広域的な施設等の活用により対応していくことが、お子さんたちへの迅速かつ適切な支援のためには最適であると考えております。

項番3番です。

今後の児童相談体制についてです。

都の児童相談センター内で試行的に実施してきましたこの分室を調整役とした都区連携による虐待通告等の対応業務について、こちらの位置づけを明確化します。これまでは係の中の業務分担という形でチームとして児童相談センターの中で業務を行ってきましたが、こちらの区の組織として1つの係に位置づける予定です。

また、都区双方が持つ専門性によって、一体的となって児童虐待などの問題に対応していきます。

広域的な対応、それから社会的養護が必要なケースについては、子どもとその家族の支援の効果の観点から、これまでどおり東京都の持つスケールメリットを生かした対応につなげていきます。

東京都の児童相談センター内に位置する分室の業務は、都区の調整役といったところです。調整に関する業務の事例について、2つほどここでお話をさせていただきます。

まず、1点目は、区で通告を受けた対応を都につないだケースです。

関係機関、お子さんの所属から、不審な傷がありますというようなお子さんに関する情報が寄せられました。子ども家庭支援センターの職員は直ちに複数体制でそちらの関係機関に出向き、お子さんの傷の状態を確認し写真を撮りました。この写真を、現在、区の子ども家庭支援センター内で活用していますタブレット端末を活用した児童相談システムに取り込み、画像を児童相談センターにある分室の職員にすぐに共有しました。

そして、分室の職員から児童相談所の職員に状況の説明をはかりながら画像でもって具体的に状況をお伝えするといったことができました。

分室が設置される前は、こうしたケースについては現場からすぐに写真を共有するという手段がなく、まずお電話等で情報を伝える。そして、プリントして児童相談センターにそれを届けるなどといったようなところで、即時に共有する手段がない状況でした。

分室を児童相談センターの中に設置したことで、こういった迅速な対応が可能となりました。

また、同時に分室の職員が区のシステムを持って仕事をしておりますので、過去の相談歴など様々即時に確認し、児童相談所に提供することで、すぐにこの件は過去歴もあるので、

児童相談所での一時保護が適切であるという判断につながる一助となったケースがありました。

もう1点、お話しさせていただくのは、反対に児童相談所から子ども家庭支援センターにつないだケースについてです。

保護者の方から、お子さんを一時的にどこかに預けたいんです、預かってくださいというような連絡が児童相談所に入り、家族の中では困難を抱えているという内容でしたが、一時保護にまで至るような深刻なリスクは少ないと判断されたケースがありました。

そこで児童相談所が考えたのは、これは地域で支えていくケースだということと、子ども家庭支援センターを経由して、地域でのショートステイの活用ができないかというところで、まず児童相談所の職員から隣にいる分室の職員へ相談が持ち込まれました。

分室の職員がすぐに管轄の子ども家庭支援センターに連絡を取り事情を説明して、子ども家庭支援センターも柔軟に迅速に対応し、受け入れることが可能ということになりました。児童相談所から保護者に改めて連絡を入れて、保護者とお子さんは子ども家庭支援センターで、対面でのお話をして、すぐにショートステイの受入れというような、状況に応じた支援をすぐさま整えることができたというケースがありました。

保護という強い介入に至る前で、地域で支えるという支援につなぐといった橋渡し、こうしたところが児童相談所分室、子ども家庭支援センターの対応というところでうまくつながったケースの1つと考えております。

事例について、2事例をご紹介させていただきました。

こちらの報告については、以上です。

○吉住会長 それでは、ただいま説明がございました、区児童相談所設置に係る方針変更について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、お名前をいただきましてご発言をお願いいたします。

○委員 東京都児童相談センター所長です。

今、区の児童相談所の設置の方針変更について、ご報告をいただいたんですが、カウンターパートとして私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

この方針変更の1つの大きな理由として、二層体制の課題を解消というお話をいただきました。私も子ども家庭支援センターとしてもこの点を実感しております。

先ほどお話があったように、今、区の子ども総合センターの分室が、児童相談センターの

北新宿にあります。その7階に相談部門があり、そこに5の方が壁を取っ払って、机と椅子を置いていただいて一緒に仕事をしていただいています。

ここにあるように、緊急受理会議というのは、これは年間数百件、区内だけでも虐待ケースがあるんですが、その通告が来るたびに初期対応の会議を緊急でやるんです。そのときに常に一緒に入っていただいて、そして軽微なものは子ども家庭支援センター、そして重篤なものは児童相談所、そして真ん中というか、一緒にやったほうがいいねというときは両方でやる。

こういったことが瞬時に判断できて、区内の子ども家庭支援センターは4つで、そのエリアにこの分室がハブというか中継の拠点になっていただいて、すぐに橋渡ししていただくことで、非常に迅速な対応が実現しております。

私の実感ですが、この新宿というのはこの報告にもあるとおり歌舞伎町という全国で特殊なエリアを持っているんですが、それだけ件数も多いです。それから、ト一横問題もあります。非常に難しいところがありますが、そのエリアにあって、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携が多分都内で一番うまくいっていると思います。私はそういう実感があります。

なので、これはすごく画期的なことだと思いますし、児童相談所と子ども家庭支援センターの緊密な連携は、皆様方、地域の関係機関の連携に直結するものということで、これからも子ども東京都としても、新宿区と二人三脚というか、車の両輪でしっかりと児童相談に対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○吉住会長 ご発言ありがとうございました。

それでは、そのほかご質問やご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、報告事項については終わらせていただきます。

続いて、(2)新宿子ども・子育て支援事業計画(第三期)新規・拡充等事業及び子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業について、説明をさせていただきます。

○事務局 子ども家庭課長です。それでは、ホチキス留めになっております資料2、新宿子ども・子育て支援事業計画(第三期)、それから子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業、令和8年度新規・拡充等事業一覧について、ご報告をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、例年2回目ないし3回目の次世代育成協議会でご報告させていただいております子ども・子育てに関する計画の進捗状況のご報告といった形でさせて

いただいているものです。

おめくりいただきまして、2枚目の表の記載についてを先にご覧ください。

こちらがこれからご説明申し上げる計画が一覧表になっていますので、その一覧表の見方を記載してあるページとなっています。

簡単にご説明させていただきます。

新宿子ども・子育て支援事業計画（第三期）、それから子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業につきまして、令和8年度新規・拡充等事業を一覧にまとめたものとなっております。

番号の欄に数字が入っておりまして、こちらは、今日をご用意していませんが、令和6年度末に策定しました新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）の事業一覧の番号に対応するものとなっております。

なお、新規事業、新たに始める事業につきましては、番号の欄に「新規」と記載し、目標の設定がない場合は「－」を記載しています。

それから、子どもの貧困の解消に向けた対策にする新宿の事業については、貧困事業の欄に「こども大綱」における子どもの貧困対策の重点施策を参考に、4つの区分で整理しています。

「★1」が教育の支援、「★2」が生活の安定に資するための支援、「★3」が保護者の就労の支援、「★4」が経済的支援です。

最後に表の中の斜線ですが、これは「新宿子ども・子育て支援事業計画（第三期）」、「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業」のいずれか片方が対象外となっている事業です。

それでは、具体的な事業についてページをおめくりください。表組みになっておりまして、一番下に1と書いてあるページをご覧ください。

こちらが、令和8年度に開始する新規事業、4つの事業を掲載しています。

上から2つ目、新宿区乳児等通園支援事業と事業名が書いてあるところをご覧ください。番号の欄には、新たな事業ですので「新規」と掲載しています。

こちらはいわゆる子ども誰でも通園制度の新宿版の記載になります。子育て支援事業計画に目標の記載はありませんので、「－」となっております。

それから、貧困事業の区分としては「★2」生活の安定にするための支援、こういった形で記載しておりまして、4つの新たな事業がこのページに掲載しております。

次の2ページ目をご覧ください。

ここから先は何ページか拡充事業として、11の事業が掲載されております。

この表の上の番号14ですが、児童相談体制の整備になります。こちらは、資料1でご説明した内容となっております。

事業の概要としては、前回の報告から方針変換をしましたので、目標は体制の整備から体制の拡充に変更しています。

こちらは貧困事業との関わりがないので斜線が引かれています。

次に、5ページ目をご覧ください。

変更事業として4事業を掲載しております。

一番上、番号の欄に78と書いてある若者のつどいにつきましては、オンラインイベントに変更しております。貧困事業の区分は2番です。

6ページ目、終了事業として1事業、こちらは番号200番で、定期利用保育の実施になります。パートタイム勤務等の短時間就労の方の子どもを比較的短い時間でのお預かりをしていますが、ニーズがかなり落ちてきているということで終了します。

終了に伴いまして、目標は全てなしになります。

一番最後の7ページ目をご覧ください。

文言修正として、3事業が掲載されております。

いずれも軽微な文言整理をしています。

以上、簡単ですが、「新宿子ども・子育て支援事業計画（第三期）」、それから「子どもの貧困の解消に向けた対策に資する新宿区の事業の新規・拡充等事業」の一覧の説明でした。

説明は以上です。

○吉住会長 ただいま説明がありました新宿の事業について、ご意見、ご質問ございましたらお伺いをしたいと思います。

ご質問のある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

続いて、3の(3)新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会の設置について、です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3も子ども家庭課長から説明します。

新宿地域型保育事業等における虐待事案検討協議会の設置についてです。

令和7年10月に、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。法律改正の中身としましては、20人以下の小さな保育ルームや保育ママなど、そういった区が認可している地域型保育事業で、職員が虐待をしたということがあったときに、通報の義務が課されました。

児童福祉法の改正と前後して、保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドラインが改正され、区長が所管行政庁となる事業の中で、そこに従事する職員による虐待が発生した場合に、事実確認や講じた指導等の措置の内容、子どもの状況を区が児童福祉審議会等に報告する必要性が生じました。

区長が所管行政庁となる事業について、1番目は放課後児童健全育成事業、こちらはいわゆる学童クラブです。

2番目は子育て短期支援事業、新宿区では、ショートステイやトワイライトステイという事業を行っています。

3番目は先ほど私が申し上げたものを含む4つの事業です。

4番目は乳児等通園支援事業です。

これらの事業が区長が所管行政庁となる事業です。

ちなみに、一般の保育園、こども園は、東京都が所管行政庁となっています。

公立幼稚園につきましては、東京都教育委員会が所管行政庁となっています。

(2)の報告先です。児童福祉審議会となっていますが、2行目の市町村児童福祉審議会を設置しない市町村、新宿区はこちらの市区町村になっていますので、市町村児童福祉審議会の委員に相当するものをあらかじめ指定して、当該者に対して講じた措置の内容等を報告するということになっております。

ここで資料の裏面をご覧ください。

大きな3番に参考と書いていますが、虐待対応についての全体像が掲載されています。

左側から、通報等があった場合、情報収集を行い事実確認を実施し、対応方針を決定します。その後児童福祉法に基づく措置になり児童福祉審議会等への報告を行い、最後にフォローアップとなります。

今、申し上げた報告は、虐待の通報があつてから最終的な局面で区の講じた措置に不足がないかどうかを報告して、ご意見をいただく、そういった機関となっています。

表面に返していただきまして、大きな2番の区における虐待事案の報告先についてですが新宿区には児童福祉審議会を設置しておりませんので、当区では、新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会というのを新たに設置しまして、ご報告をさせていただくこと

になります。

(1)の構成員ですが、弁護士の方、お医者様、それから児童福祉の専門家として学識経験者の方、それぞれ1名ずつ合わせて3名の予定です。

(2)の報告内容としましては、会議は非公開として、虐待が行われたとされる所管の課長から、①から⑥までの内容を報告して、それぞれ委員の皆様のご意見を頂戴するといったところです。

新宿区地域型保育事業等における虐待事案検討協議会の設置についての説明は以上です。

○吉住会長 それでは、ただいま説明がありました虐待事案検討協議会の設置について、ご意見、ご質問がございましたら、お伺いさせていただきます。

ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、次第4、意見・情報交換に入らせていただきます。

委員の皆様のお立場から、次世代育成に関わること等についてご発言をいただければと思います。

ご発言される方は、挙手をお願いいたします。

なお、発言の際は、お名前をお願いいたします。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員 3つほど教えていただきたいことがありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

1つ目が、東京都認証学童クラブの事業についてです。

新宿区は、1つの施設が東京都認証学童クラブの事業所としてホームページに記載されているのは拝見しました。新宿区は、大規模の学童も多いので、全てが認証学童クラブの条件をクリアできるとは思っていないのですが、定員割れの40人以下の学童もあるようですので、申請できるところから始めたらいいのではないかなと思うんですが、新宿区のお考えを教えてください。

2つ目ですが、今年の12月から実施される、こどもの性暴力防止法に関する事業者向けの全国説明会が、まだ2件ぐらいこの後にあるようなんですが、オンラインの配信、アーカイブの配信については今調整中だということで、こども家庭庁のホームページに記載がありましたが、新宿区でも説明会などを今後行う予定はありますかということと、新宿区の学童保育やひろばもその防止法のための取組をしていくという認識で合っているんでしょうか、というが2つ目です。

3つ目ですが、西新宿の児童館、中学校の跡地を利用させていただいていて、その跡地は児童館、学童を含めて複数の団体が利用していると聞きました。毎日、利用している学童の子どもたちはかなり狭い環境で過ごしています。

現在、利用している団体に出ていってくれなどそういうことではなくて、お互いが協力しながら利用できるようにするという事は難しいのかなと、保護者の立場で思っていて、こういうお話はどこにしたら耳を傾けていただけるんだろうなと思って、お聞きしました。よろしくお願ひします。

○吉住会長 それでは、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○事務局 子育て支援課長です。ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の東京都の認証学童クラブについての取組というところですが、2月に1か所というお話ですが、民間の学童クラブが1か所、認証を取りました。

この都の認証の制度、面積基準、それから人員配置基準、ご存じのとおりです。

面積は1人当たり1.98平米。当面の間は1.65平米です。また、人員配置については、お子さん40名の1支援単位に対して、職員3名、うち2人は資格を持った職員を配置するという基準です。

区といたしましては、現在まだ定員を超えて1人当たりの面積がこちらの基準を満たせない学童クラブが多いことから、まず順次、定員拡充を図りながら面積基準のクリアを目指しています。

また、人員配置につきましては、とりわけ資格のある方については、ある程度の時間を設けて準備をしなければという委託事業者のお声も聞いておりますので、そういったところも踏まえながら、区全体としての学童クラブの認証化について検討し、順次進めていきたいと考えております。

第2点目です。

子ども性暴力防止法への対応というところですが。

こちらは、児童館については法定でございます。また、学童クラブ等については、こちらの対応が必要と考えています。順次、ガイドライン等が国から示されておりますので、事業者と共有しながら適切に進めていきたいと考えています。

3点目の西新宿の学校跡地の児童館、学童クラブのお部屋についての他の団体との共存や部屋の活用についてです。

他の団体様と共用部分の活用等に関してのお話については、もし何かこうしたほうがいいのか

ではないかというようなご意見等がございましたらぜひお寄せいただければと思います。

現場のほうでも構いませんし、こちらの子育て支援課児童館運営係のほうに、ぜひご意見を具体的に頂戴できれば検討できるところなのかなと考えていますので、よろしくお願いたします。

○吉住会長 よろしいでしょうか。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○吉住会長 ご質問ありがとうございました。

特に学童クラブの人員配置のほうなんですけど、例えば採用計画のとおりうまくいかなかった場合や、あるいは何かご事情があって、複数名が突然おやめになってしまった場合など欠員が生じてしまいます。

そうしたことが発生しますと、契約違反であるということで、区議会の議事録などを見ていただくとお分かりいただけると思いますが、議員によってはそういったことは一切許さないという方もいらっしゃると思いますので、そういった事業者は全て排除してもらいたいなど大分厳しいお言葉も議会でもいただいているところもあり、不測の事態に備えますと、やはり認証保育所、学童クラブというのはなかなか新宿区内で現在人手が足りない状況の中でいわゆる安定的に運営できるかということ、かなり心配もありますので今のところ見送っているという状況です。

なかなかいい制度のように考えられると思いますので、なぜやらないのかなという疑問を持たれるのはよく分かりますが、実際に現場へのプレッシャーといいますか、重圧を考えると少し厳しいかなと思っています。

そのほかはご発言ございませんでしょうか。

そうしましたら、学識の先生にお越しいただいていますので、まず矢萩先生からご発言いただければありがたいと思います。

○矢萩委員 皆様、こんにちは。和洋女子大学から参りました矢萩と申します。ご同席させていただきます、誠にありがとうございます。

今、一連のご説明をいろいろ伺ってまいりました。新宿区がどうなっているのかがあまり分からないのですが、乳児等通園支援事業は、10時間の枠は超えずに運用されていられるのでしょうか。都内のほかの区では、区独自に時間数を検討して増やしているケースもあるようですので、どうなのか伺いたいと感じました。

次に、学童クラブがいろいろと課題が多く、支援員の配置や、開所時間等がどうなってい

るのか、東京都の認証制度も質向上へ向けた1つの課題だと思いますが、とりわけ研修の制度がどのように十分に行われているのかどうか少し気になりました。

さらに、児童相談所の件は、私はまだあまり理解が追いつかないところがありますが、このように区民の皆様の前でご報告と説明が丁寧になされていて、子どもの最善の利益のために、適切な対応につながるのであればそれが一番良いのではないかなと感じました。ただ、他自治体を見ても児童相談所の運営が厳しい状態である中、新宿区特有の課題もあるということで、事案がかなり多いことだろうと思います。

都と協働していけるという仕組みがモデル的にうまく回っていけば、それがよろしいのではないかと思います。何しろ、虐待事案は、増加こそすれ減少していかない状況もありますので、ぜひ職員の皆様にはご尽力いただいてというふうに願っております。

私からは、以上です。

○吉住会長 それでは、担当からお願いします。

○事務局 児童育成担当課長です。子ども施策調整担当副参事を兼務しております。

新宿区における乳児等通園支援事業の時間の内容等についてのお尋ねでございました。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、国のほうで法定の給付という形で、10時間が来年度から全国的に給付という形で実施されますが、新宿区におきましては、東京都の補助事業を活用して、これを超える160時間に拡充して実施していく予定です。

新宿区乳児等通園支援事業の特徴は、基本的には週1日以上のご利用が原則になっており、また原則利用開始日から年度末までの1年間のご利用となります。お子さんがほかのお子さんや、あるいは先生と触れ合うことで育ちや学びを得ていただくのと同時に、保護者の皆様にも、ほかの保護者の方と交流、接触する、あるいは先生に相談に乗っていただくなど、社会とつながってっていくことを主目的としているところです。

○吉住会長 それでは、お願いします。

○事務局 子育て支援課長です。

私からは学童クラブの職員向けの研修の実施について、説明します。

東京都等の研修を活用したり、事業所内でもそれぞれ職員研修等を組んでおりますが、区としては、基本的な部分に関する研修をしています。

区内32の学童クラブ、6つの法人に委託していますが、そちらの職員向けに子どもの人権に関すること、発達障害のあるお子さんの理解とその対応、また実務的なところではアレル

ギー対応などエビペン研修の実技等も含めまして、適宜年間を通じて職員向け研修を実施しています。

○矢萩委員 ご回答ありがとうございました。

○吉住会長 それでは、最後に、太田副会長からよろしく願いいたします。

○太田副会長 日本大学の太田と申します。

本日の協議会では、新宿区の子どもに関するとても重要な決定が行われたと認識しております。区児童相談所設置に関わる方針変更について、所管の皆様からご丁寧な説明をいただきました。

新宿区ならではの特性がありますので、それを踏まえた上で、この何年間の積み重ねを経て、この結果に今たどり着いて方針変更をされることについて、よく分かりました。

2つの事例もお示しいただきました。東京都児童相談センター所長からも連携がスムーズにいくことによって、区外からのお子さんだけでなく、新宿区のお子さんの子どもの意見表明権など、最善の利益を守っていくために、この方法がとても適切であるということが分かり、新宿区独自の新しいモデルとして、進んでいくことを私たちは認識し、それがどう進んでいっているのか、子どもたちの日々の暮らしの中でどうなのか、ということを見守っていければと思っています。

それがこの協議会の役割なんだろうと、皆様がそれぞれのご活躍の場で、感じていただければと思っています。

それから、もう既に計画を策定しましたが、また新たに拡充事業や新規事業などで、保護者の就労によって、朝、子どもさんの安全をちゃんと守るという、限定的ではありますが、そういう試みが一つずつ、実践されていくという新宿区の姿勢、非常によく対応されているなど感じた次第です。

それから、最後の虐待事案の検討協議会ですが、これからますます必要になることで、すごく大事なところです。この協議会での議論を参考にしながら、子どもに近い、子どもが信頼している職の人が、子どもに嫌な思いをさせるということがないように、起こったことに対して学校にいるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけではなく保護者、地域で守っていければと思います。この協議会の意義を踏まえ、皆様のご活躍の場で、子どもさんを見守っていくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○吉住会長 太田副会長、ありがとうございました。

また、多くの皆様からご発言などもいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡があります。

○事務局 子ども家庭課長です。事務局からは、今後の会議の進め方について、1点、共有させていただきたい事項があります。

現在、区の中には、子ども施策に関する附属機関としまして、この会議の次世代育成協議会と、それからもう一つ、子ども・子育て会議、この2つの会議体を設置しているところで

皆様にご参画いただいている「次世代育成協議会」につきましては、青少年問題協議会と次世代育成支援対策協議会の機能を統合する形で、平成17年度に設置されて、次世代育成施策全般に関する重要な事項について、ご審議をいただいています。

もう一つの「子ども・子育て会議」につきましては、待機児童対策をはじめとする保育施策を中心として、機動的に意見聴取を行うことを目的として、平成27年度に設置された会議体です。特定教育保育施設の定員の設定など、保育事業の整備に関する重要な局面でご意見をいただいている会議体です。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在第1章及び第2章を次世代育成協議会、第3章を子ども・子育て会議がそれぞれ所管している状況ですが、区としましては、令和9年度に向けまして、この二つの会議体をより一体的にかつ効果的な体制へ発展的に改組することができないか、今現在検討を進めているところです。

今の時点で具体的な内容をお示しできる段階には至っておりませんが、方向性が固まり次第、改めて皆様にご報告をさせていただきますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、次回の会議についてご案内をさせていただきます。

次回の次世代育成協議会は、令和8年7月に開催の予定です。ご協力のほどよろしくお願

いいたします。

事務局からは以上です。

○吉住会長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第2回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。

午後 2時30分閉会